

第2章 生物多様性の確保 森林の多面的機能の発揮



生物多様性の保全・再生と森林資源の循環利用を推進します。

1. 生物多様性の保全・再生

現況

本県は 400 万年の歴史を有する古代湖・琵琶湖を有し、琵琶湖では 2,400 種以上、県域全体では 10,000 種を超える生物が記録されています。また、里地里山などにみられる自然に支えられた人々の暮らしが営まれ、鮒ずしなど独自の地域文化も育まれてきました。

しかし、開発などによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、自然と人との関係の希薄化による二次的自然の荒廃、鳥獣害の増加、オオクチバスやオオバナミズキンバイ等の侵略的外来種の侵入・定着などにより、本県独自の生物多様性に危機が迫っています。

ニホンジカは近年個体数が増え分布範囲が拡大し、食害による農林業被害や森林の植生衰退・土壌侵食を引き起こしており、この状況が続けば、農林業被害だけでなく自然生態系にも深刻な影響が及ぶと予測されます。また、カワウの急激な生息数の増加により、アユなどの水産資源が捕食される漁業被害や、集団営巣地（コロニー）周辺での樹木の枯損が起きています。

さらに、県内では侵略的外来種の侵入・定着が相次ぎ、平成 21 年（2009 年）に初確認された水生植物のオオバナミズキンバイは南湖全域に拡大し、在来植物との競合、酸素欠乏による底生動物や魚類の生息環境の悪化、水流の停滞による水質の悪化、漁船の航行や漁場への影響、農地への侵入や下流域への拡大など、生態系や景観、産業への影響が懸念されています。

一方で、私たちの社会構造や生活スタイルの変化に伴い自然への働きかけが縮小することにより、里山の荒廃や竹林の拡大など、二次的自然の中で育まれてきた生物多様性が損なわれています。

課題および今後の取組

侵略的外来種やニホンジカ、カワウ等の「増えすぎ」や多くの在来種の「減りすぎ」といった自然界のバランスの崩れという生物多様性の危機に対し、緊急の取組を実施する必要があります。また、社会全体として生物多様性を保全しその恵みである「生態系サービス」を持続的に享受するため、生物多様性に関する理解を深めるとともに、各主体の活動における生物多様性への配慮を広めるための取組を推進する必要があります。

これらの課題に戦略的・体系的に対応するため、平成 27 年（2015 年）3 月に「生物多様性しが戦略」を策定し、この戦略に基づいた取組を実施し、生物多様性の保全・再生と持続的な利用を進めます。

■本県の生物多様性を脅かす外来種等への対応

著しく増加して在来種の存続を脅かすほか、生態系や農林水産業、私たちの生活などに悪影響を及ぼす外来種は「侵略的外来種」として対策が必要です。水生植物では急増したオオバナミズキンバイ等への対策を強化し、今後 2 年程度のうちに年度初めに機械駆除を必要とする規模の大規模群落が存在しない「管理可能な状態」に琵琶湖全体を置くことを目標に、駆除と巡回・監視に取り組んでいます（図 4-1）。

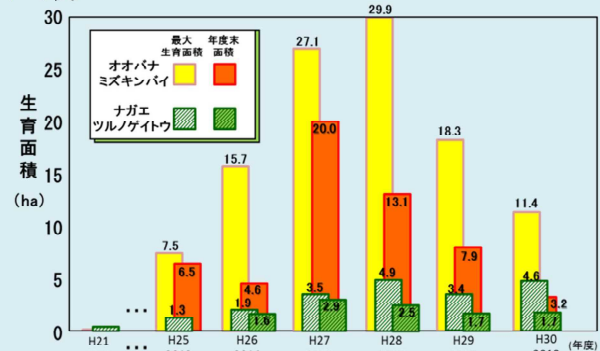


図 4-1 侵略的外来水生植物 2 種の生育面積の経年変化（平成 21 年度～平成 30 年度）

食害の影響が著しいニホンジカに対しては、被害状況の把握や効果的な捕獲方法を検証しながら、影響の軽減を目指した捕獲事業の強化を進めています。

また、カワウに対しても個体数調整に取り組んでおり、近年、大規模コロニーでの生息数が大幅に減少してきています（図 4-2）。しかし、内陸部への生息地分散化の課題も発生しており、面は管理しやすい程度まで、長期的には被害が表面化していなかった頃の個体数 4,000 羽を目標として生息数の削減に取り組んでいます。

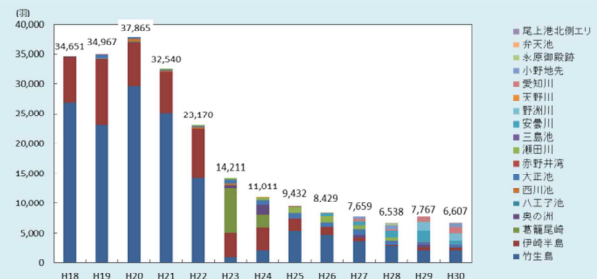


図 4-2 滋賀県春期（5 月）カワウ生息数の推移

●生物多様性に対する県民の理解や生態系サービスの持続可能な利用の取組の推進

生物多様性を保全しながら、その恩恵として生態系サービスを持続的に享受するためには、県民一人ひとりが、日常生活や社会経済活動などのすべての営みが生態系サービスに支えられていることを認

識し、生物多様性の重要性や価値を理解する必要があります。

本県での「生物多様性」という言葉の認知度は、全国より高い状況にあるものの、その意味を知っている人は2割にとどまり、多くの県民にとってなじみが薄い状況にあります(図4-3)。そのため、環境学習やイベント等、県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図ります。

併せて、企業等の事業活動における生物多様性への配慮に関する認証など、社会経済活動に生物多様性を組み込む取組を進めます。

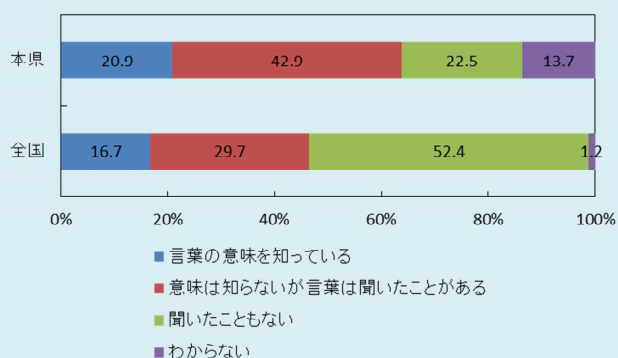


図 4-3 生物多様性の認知度

【出典：平成 25 年度県政世論調査、平成 26 年度内閣府県境問題に関する世論調査】

2. 森林づくり

現況

本県の森林は県土の約半分を占めており、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、様々な役割を果たしています。そのため、これら多面的な機能が持続的に発揮されるように、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、地域特性に応じた森林保全や森林管理に取り組んできました。

本県では、森林の約9割が民有林であり、その中でも個人の所有が41%と最も多くなっています。民有林での人工林は44%を占めており、主伐による利用が可能な森林(10 齢級以上)は、63%となります。これまでの資源の造成期から、現在は資源の利用期に本格的に移行しています(図4-4)。

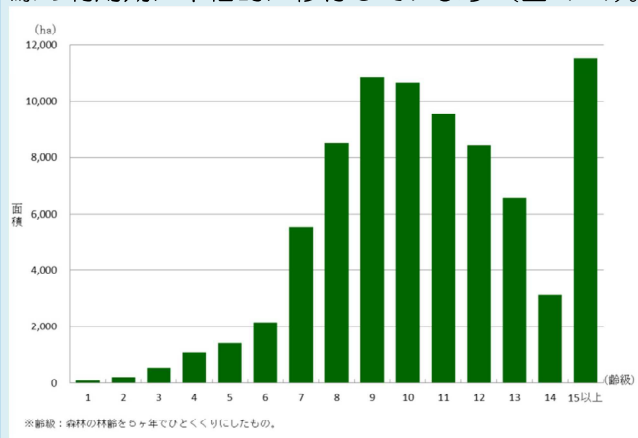


図 4-4 人工林の齢級別面積(民有林)

森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、林業の活性化による適切な森林整備や素材生産を推

進し、森林資源の循環利用を進めることが不可欠です。平成 30 年(2018 年)の県産材の生産量は 76 千 m^3 となっており、近年増加傾向にあります(図4-5)。また、平成 24 年(2012 年)に東近江市において県産材の流通拠点である「木材流通センター」が開設、平成 27 年(2015 年)には、米原市において木質バイオマス発電施設が稼働するなど、県産材の利用を図る施設整備が行われています。

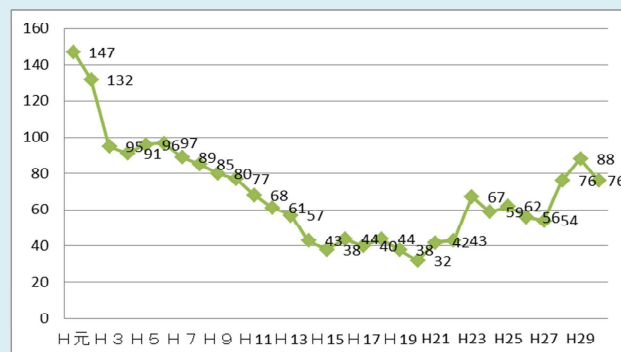


図 4-5 本県の木材生産量の推移

一方、近年は水源林周辺の目的不明な森林の取得や二ホンジカによる植生・林業被害の増加、森林生態系被害の増加など、森林の健全性を脅かす事象が顕在化しています。

林野庁の調査によると、平成 18 年(2006 年)から平成 30 年(2018 年)において、居住地が海外にある外国法人や外国人と思われる者による森林買収の事例が、他道県にて 223 件、2,076ha 確認されています。そのため、本県を含む 18 道県(平成 30 年末時点)が水資源保全の観点から、水源周辺における土地取引行為に事前届出を求める条例を定めています。

また、二ホンジカの急増により若芽や樹皮等への食害が深刻化しており、森林生態系への影響が顕著になっています(図4-6)。

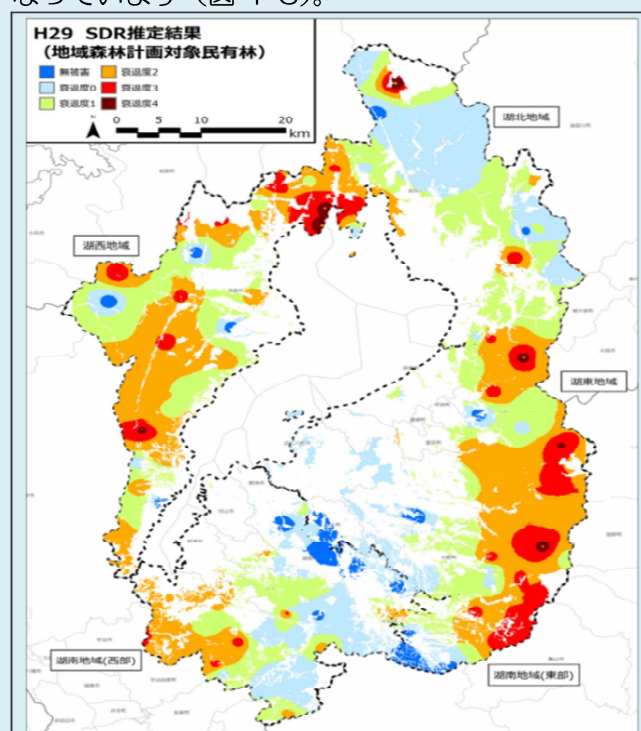


図 4-6 シカによる森林植生衰退状況

課題および今後の取組

森林の健全性を阻害する新たな課題への対応が必要となっています。また、本格的な利用期を迎える森林資源の循環利用の推進が求められています。そのため、琵琶湖森林づくり基本計画では、平成27年度から平成32年度までの戦略プロジェクトとして、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」を掲げており、新たな課題に対して重点的かつ戦略的に取り組んでいきます。

●生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進める必要があります。

そのため、琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給を図るなどの水源かん養機能の維持に特に必要な森林を積極的に水源森林地域として指定し、届出制度等による適正な保全・管理を図ります。あわせて、水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地や森林被害の実態、林地の開発状況等の点検や巡視を強化し、森林の保全に努めます。

また、計画的な除間伐等の森林整備を実施するとともに、適切な植生維持による生物多様性の保全を図るため、増えすぎたニホンシカの多様な主体による捕獲を推進するなどし、生息密度の低減を進めます。

●県産材の安定供給体制の確立

森林資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの連携した取組により、県産材の安定供給体制を確立する必要があります。

そのため、川上においては、搬出間伐等の素材生産を推進するとともに、伐採・再造林による森林の更新を推進します。

川中では、県産材の流通拡大を進めるため、需要に即した原木供給など、木材流通センターを核とした県産材の加工・流通体制の強化に取り組めます。

川下では、公共施設の木造化・木質化の取組等により県産材の普及啓発を行い、住宅などでの県産材の積極的な利活用を促進します（図4-7）。

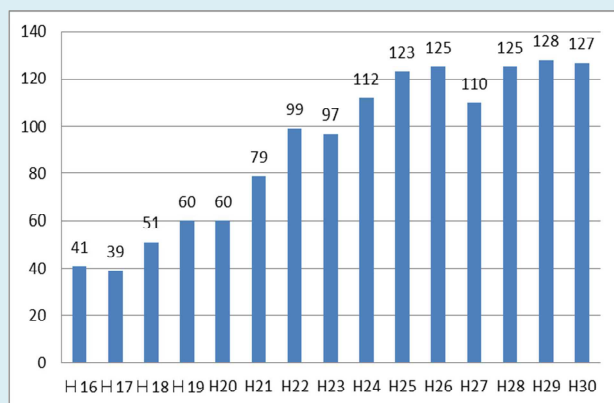


図4-7 県産材を使用した住宅の助成戸数

生物多様性しが戦略

本県では、平成27年（2015年）3月に生物多様性の保全と持続可能な利用のための計画として、「生物多様性しが戦略」を策定しました。

私たちの暮らしは、多様で豊かな生きもののさまざまな働きに支えられて成り立っています。こうした自然の恵みを将来にわたって得られるよう目標を設定し、「生物多様性の危機に対する取組」、「自然の恵みの持続可能な利用の取組」、「生物多様性に対する理解と行動の促進」の3つの行動計画を定めました。これらの行動計画に基づき、生物多様性の保全と持続的な利用に関して取り組んでいきます。

野生生物との適切な関係の構築

<自然環境保全課>

本県には、60種を超える固有種をはじめ1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。この滋賀の豊かな生物多様性を次の世代へ引き継ぐことは、現代に生きる私たちに課せられた重大な責務です。

平成18年（2006年）3月には、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策の推進による野生生物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（共生条例）」を制定しました。

●野生生物の保護

■希少種対策

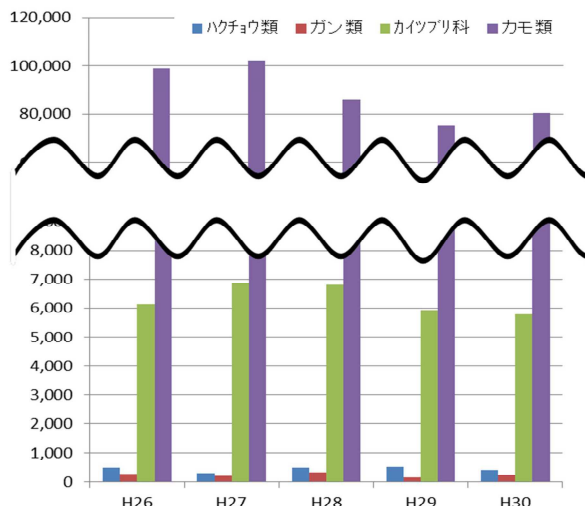
「滋賀で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック」は2000年版の初版以来、共生条例に基づき5年毎に発行されており、最新の2015年版では、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により絶滅の危機に瀕していると評価される絶滅危惧種、絶滅危機増大種、または希少種に719種の動植物種が選定されました。

希少種保護の対策として、平成19年（2007年）5月にハリヨなど22種、平成26年（2014年）1月にハマエンドウなど9種、計31種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲等を原則禁止としています。また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、「生息・生育地保護区」を指定し、平成25年度（2013年度）には10箇所目となる「新海浜保護区」を指定しました。

■鳥獣保護

本県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。このため、狩猟を禁止し鳥獣の保護繁殖を図る地域として「鳥獣保護区（平成30年度現在：45箇所、99,692ha）」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を「特別保護地区（平成30年度現在：14箇所、1,393ha）」として、土地の形状変更などを規制しています。

◆琵琶湖への水鳥飛来数の推移



●外来種を含む野生生物の管理

■外来種対策

本県では平成19年（2007年）5月にワニガメやハクビシンなど15種類、平成26年（2014年）1月にフロリダミズコエビ1種、合計16種類の動植物を「指定外来種」に指定し、飼養等の届出を義務づけ、野外への放逐等を禁止しました。このうち平成28年（2016年）10月にオオタナゴとヨーロッパナマズ、平成30年（2018年）4月にはガー科魚類が外来生物法の特定期間外生物となったため指定外来種の指定を解除され、現在、指定外来種は13種類となっています。近年、本県ではアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等が増加傾向にあり、市町での捕獲も行われています。

平成21～25年度には「外来生物調査隊“エイリアン・ウォッチャー”」事業により山間部と琵琶湖等の水面を除く県内全域で外来種20種の分布調査を実施し、調査地域の81.4%で調査対象の外来種が分布していることが判明しました。

■外来水生植物の駆除

特定外来生物の水生植物は、琵琶湖ではボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ等が確認されています。

ボタンウキクサは平成19年（2007年）に赤野井湾等で繁茂しましたが、水草刈取り船による回収と越冬地での駆除を徹底した結果、根絶に成功しました。

ミズヒマワリは平成19年（2007年）に南湖東岸で確認されて以来、ボランティア中心の駆除活動に本県も資材提供等の支援を行い、生育抑制が続いています。

ナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイは、沿岸域に大規模群落を繁茂させるため、建設機械や水草刈取り船を用いた機械駆除と人力駆除を併用してできるだけ取り残しのない駆除を行うとともに、駆除済み箇所を対象に巡回・監視を継続することで、生育面積の縮減を図っています。

■鳥獣被害対策の取組

近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業のみならず生物多様性の劣化など自然生態系へも及んでいます。特に、ニホンジカによる被害は、生息頭数の急激な増加に伴い下層植生への食害などによる森林生態系の影響が顕著になり、水源涵養機能や土砂流出防止機能などの森林の公益的機能の低下も懸念されています。

こうした生息数の増加に伴い、人間とのあつれきが深刻化している野生鳥獣と、数が著しく減少している野生鳥獣については、農林水産業被害の軽減、自然環境の保全とともに健全な個体群の維持を目的に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画を作成することができるとされています。

本県では、ツキノワグマについて第一種特定鳥獣保護計画を、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ、イノシシについて第二種特定鳥獣管理計画を作成しています。

ニホンジカの平成27年度の推定生息数は、71,100頭で、早期に大幅に捕獲数を増やす必要があります。平成24年度から高標高域・奥山地域での防除に、平成25年度からは鳥獣保護区等の限定した地域への捕獲チームの派遣に取り組んでいます。

カワウについては、平成21年度からエアライフルにより成鳥を狙うなどの効果的な捕獲を実施しています。その結果、春期の生息数は平成20年度には約38,000羽程度でしたが、平成21年度から減少し始め、平成30年度春には、約6,600羽となっています。

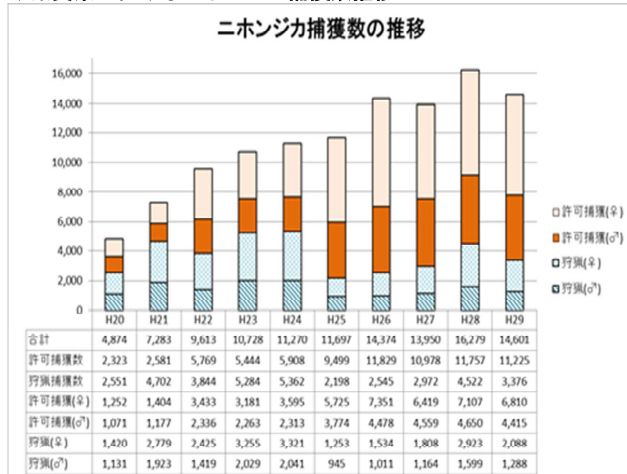


ニホンジカによる皮はぎ被害



下層植生は食害を受け、ニホンジカが食べない植物（この場合トリカブト）だけが残った森林

◆滋賀県におけるニホンジカ捕獲数推移



生息・生育環境の改善

●緑地環境保全地域・自然記念物<自然環境保全課>

「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、平成29年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。

また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地など、18箇所の自然保護地など約437万㎡を公有化しています。

●自然公園の指定

<自然環境保全課>

県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国立公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、県面積に占める自然公園面積の割合は37.3%です。

◆県内の自然公園



●鈴鹿生態系維持回復事業

<自然環境保全課>

鈴鹿国立公園内の貴重な植生の保全と衰退した下層植生の回復のため、本事業により植生防護柵やオオイタヤメイゲツ群落の樹皮保護ネットを設置、管理し、シカの捕獲と組み合わせた対策を展開しています。

●伊吹山の自然再生

<自然環境保全課>

伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの山であり、県内の植物約2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫です。

かつて、伊吹山は採草地として利用されていましたが、現在では年間約30万人が訪れる観光地となっています。また、伊吹山の南西斜面では戦後、石灰岩の原石山として開発が着手されて以降、現在も大規模な採掘が行われています。

お花畑では、採草が行われなくなって低木林やススキの繁茂や、山頂部一帯や登山道周



伊吹山山頂
お花畑案内図や立入防止柵

辺における利用者の踏み荒らしにより重要植物の減少や外来植物の侵入などの影響が生じています。また、石灰岩の採掘によりその山容が変化するという景観面の影響も憂慮されています。

このため、保全活動団体、土地所有者、関係企業、学識経験者、関係行政機関の参画を得て、平成20年（2008年）5月に伊吹山自然再生協議会を設置し、「伊吹山再生全体構想（平成21年（2009年）3月）」を策定しました。協議会各構成員は、植生復元のため立入防止柵や案内板、道標の設置、登山道の修繕および低木・ススキの伐採など、全体構想実現のための取組を進めています。

また、平成26年度から入山協力金を導入し、伊吹山の適正な管理に活用しています。

近年、伊吹山山頂のお花畑においてニホンジカの食害が急激に広がり、お花畑の存亡の危機となっていることから植生防護柵の設置を行い、保全対策に取り組んでいます。

●びわこ地球市民の森

<都市計画課>

びわこ地球市民の森は、野洲川南流の廃川敷地を活用して、様々な生き物が暮らす豊かな緑を再生するためとして、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」、「訪れる人たちが自由楽しめる落葉樹等からなる林の形成」をコンセプトに、植栽基盤や園路などの施設整備については都市公園事業で進め、植栽については、一般から参加者を募り、苗木植樹を中心に行ってきました。

森づくりがスタートした平成13年（2001年）の「滋賀県植樹のつどい」（みどりの日に開催）から、平成26年（2014年）3月末までに、延べ45,944人の参加者により、160,967本もの苗木が植樹されました。その後は県民の皆さんによる「森づくりサポーター活動」を中心に育樹活動へ軸足を移し、間伐などの植栽管理を実施しています。

●豊かな生きものを育む水田

<農村振興課>

かつて、琵琶湖周辺の水田ではフナ、コイ、ナマズなどの湖魚が琵琶湖と水田を行き来し、また、平野部から中流域ではホタル、ドジョウ、カエルあるいはカスミサンショウウオなどが水田と水路、あるいは水田と里山とを行き来するなど、様々な生きものがそれぞれの生育段階に適した場所へと移動できる環境が農村地域にはあり、豊かな生態系が保たれていました。

しかし、農業生産性あるいは生活の利便性を向上させるための整備や開発により、このような環境が失われ、水田周辺で見られる生きものが減少してしまいました。

そこで、水田とその周辺に生息する生きものが各ゾーンを行き来できる環境を取り戻すため、「魚のゆりかご水田」をはじめとする「豊かな生きものを育む水田」の取組を進めています。



生きものの観察会の様子

■魚のゆりかご水田プロジェクト

農業用排水路に魚道を設置し、湖魚が琵琶湖と水田の間を容易に行き来できるかつての琵琶湖周辺の水田の環境を取り戻す「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。



魚道を勢いよく遡上するコイ

このプロジェクトにより、かつての水田環境が再生されるほか、魚道を設置した地域では生きもの観察会が開催されるなど、子ども達の貴重な環境学習の場の提供にもつながっています。

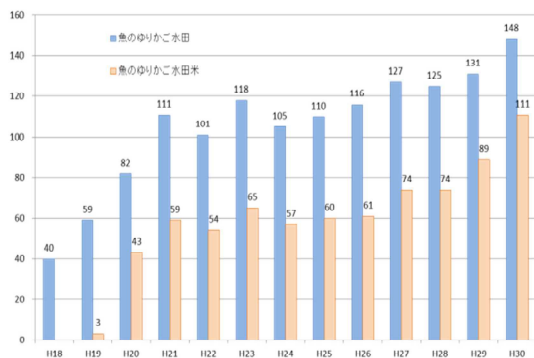
■魚のゆりかご水田米

「魚のゆりかご水田」に取り組み、かつ除草剤を使用する場合は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼすとされている除草剤を除いたものに限るなどして作られたお米を『魚のゆりかご水田米』として県が認証しています。



魚のゆりかご水田米

◆魚のゆりかご水田の取組状況の推移



●多自然川づくり

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。

<流域政策局>



安曇川単独河川改良事業 (高島市)

●琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針

～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～

<流域政策局>

「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸のもつ自然環境や景観などに着目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

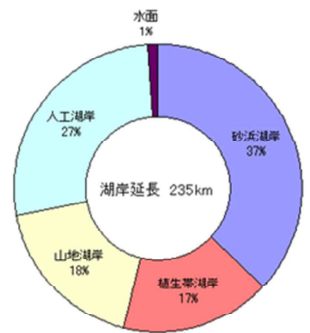
今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家等と連携・協働を図りながら検討し実施していきます。

■基本方針

- ・人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- ・事業の評価を施策に反映
- ・地域の特性を活かし地域住民と連携・協働

◆湖岸分類

- ・砂浜湖岸：水際線が砂浜である湖岸。
- ・植生帯湖岸：水際線がある程度まとまりのある植生帯(ヨシ、マコモなど)である湖岸。
- ・山地湖岸：背後地に山地が迫っている湖岸。
- ・人工湖岸：水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。
- ・水面：河口部などの水面。



※水際線：B.S.L.(琵琶湖基準水位) ±0.0m付近として調査した。

【平成14年(2002年)河港課(現流域政策局調査)】

琵琶湖森林づくり基本計画

<森林政策課>

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成16年(2004年)3月に、森林づくりを推進することにより、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定しました。

そして、この条例の理念を実現するためのアクションプランとして、同年12月に、琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んできました。

平成27年度には、他道県で問題となった目的不明な森林取得、森林に甚大な被害を及ぼしている二ホンジカの増加、文化的・学術的に価値の高い巨樹・巨木の保全、林地境界の不明瞭化、そして本格的な利用期を迎え充実する人工林資源を循環利用することなど、新たな課題に対応するため、見直しを行いました。

さらに、平成30年度には、「森林経営管理法」が成立したことや、森林の整備・林業の振興と山村の活性化の一体的な推進を図ることなどの、新たな課題へ対応する見直しを行いました。

今後も引き続き、基本計画に基づき、こうした課題に的確に対応していくこととします。

森林づくりの推進

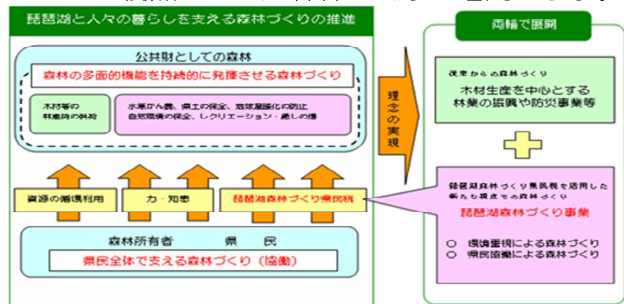
●琵琶湖森林づくり県民税

<税政課、森林政策課>

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を享受している県民の皆さんに共同でご負担していただくことが望ましいとの考え方から、平成18年(2006年)4月に「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。

この税は、現行の県民税均等割りの額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間800円、法人から資本などの額の区分に応じて2,200～

88,000 円をご負担いただくもので、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働により森林づくり」の2つの視点に立った森林づくりに活用します。



●「緑の募金」活動の推進

＜森林政策課＞

湖国のみどりを県民共有の財産として守り育てるため、（公財）滋賀県緑化推進会が、春（4月1日～5月31日）と秋（9月1日～10月31日）に行う緑の募金活動を支援しています。

「緑の募金」は、身近なみどりづくりや名木などの保全、みどりづくりの普及啓発、国際緑化協力などに使われています。

●環境に配慮した森林づくりの推進

＜森林政策課、森林保全課＞

森林は、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面にわたる機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献しています。



一方で、人工林のうち間伐などの保育が必要な9齢級（45年生）以下の森林が未だ多くを占めるなか、森林の手入れ不足や獣害等により、森林の持つ多面的機能の低下が大きな問題となっています。

このため、間伐などの森林整備や病虫獣害対策、林道などの基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、多様な樹種・林齢の樹木が混在する環境林へ転換するなど、様々な動植物が生育できる森林づくりを進めており、平成30年度は、森林を健全な状態に保つための間伐等の森林整備を2,189ha実施しました。

また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林の指定を進め、平成30年度末の保安林面積は、66,599haと民有林面積の約36%を占めています。

■森林認証取得の推進

森林認証制度は、第三者機関が、持続可能な森林経営や環境保全への配慮に関する一定の基準・指標に基づいて森林を認証（FM認証）するとともに、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理する認証（CoC認証）により、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を

支援する取り組みです。

森林認証材への期待が高まる中、本県の森林所有者および事業体による森林認証取得件数は、FM認証3件、CoC認証2件（H30年度末時点のSGEC認証件数）であり、今後の一層の取得森林面積の拡大と取得事業体の増加が望まれます。そのため、県では取得の一層の推進を図るために、森林認証取得にかかる審査費用の支援をしています。

■（一社）滋賀県造林公社の本格的な伐採

（一社）滋賀県造林公社は、「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を経営理念に県内森林面積の約1/10の森林を整備しています。

また、この造林公社の森林は、平成27年度から順次伐期を迎えているところであり、この森林の有する公益的機能が持続的に発揮できるよう配慮しながら木材生産を進めています。

造林公社は、琵琶湖の水源地としての森林を保全するとともに、木材生産が県内林業の活性化に繋がるよう、林業の成長産業化の牽引役として重要な役割を担っています。

トピックス

琵琶湖森林づくり

パートナー協定

＜森林政策課＞



滋賀県では、企業と森林所有者が「琵琶湖森林づくりパートナー協定」を締結し、企業から提供いただいた資金をもとに、森林整備を実施する取組を進めています。

企業側には、環境貢献（CSR活動）や社員の環境意識向上、地域との交流などのメリットがあります。また、森林所有者側には、森林整備にかかる費用や労働力の面で負担軽減などのメリットがあります。その他、県内には市町等が中心となった独自の取組もみられます。

「琵琶湖森林づくりパートナー協定」の基本的な仕組み

「琵琶湖森林づくりパートナー協定」に基づき企業から提供していただいた費用をもとに、森林整備を実施します。



●巨樹・巨木林の保全

＜自然環境保全課＞

水源の森に残された貴重な巨樹・巨木林を次世代に残すため、県、市、森林所有者等との間で巨木の保全にかかる協定を締結し、保全活動等に対して実施する保全活動や周辺環境整備を支援しています。

（平成30年度まで高島市朽木と長浜市余呉町にて392本の巨木の保全にかかる協定を締結）これまで高島市朽木と長浜市余呉町で381本の巨木等について協定を締結し保全に努めています。



トピックス 第72回全国植樹祭の開催に向けた苗木のスクールのステイ ～森林環境学習「やまのこ」での取組～



＜森林政策課＞

令和3年春に、滋賀県甲賀市の鹿深夢の森において第72回全国植樹祭が開催されます。本県では、開催の2年前である令和元年度より、全国植樹祭に使う苗木を県内の小学校で育てていただく「苗木のスクールのステイ」を実施しています。この「苗木のスクールのステイ」は、県内の小学4年生を対象に実施している森林環境学習「やまのこ」の中で苗木を育ててもらうことで、全国植樹祭の開催機運を高め、森林への理解と関心をより深めるとともに、全国植樹祭の開催理念としても掲げている「森-川-里-湖」のつながりの大切さを、次代の滋賀の環境を担う子どもたちに伝えていきます。

「苗木のスクールのステイ」で育てていただいた苗木は、全国植樹祭の記念行事や、県内各地域での植樹イベント等で活用します。



森林環境学習「やまのこ」での苗木の配布（令和元年5月31日）

● 県民の協働による森林づくりの推進

＜森林政策課＞

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。このため、森づくりに県民の皆さんが主体的に参加できるように、森林・林業の情報提供や上下流域連携による森林づくりを進めるとともに、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動を支援しています。

■ 県民による里山保全活動

身近にある里山を保全し、活用するため、地域特性に応じた利用や県民による保全活動に対して支援しています。（平成30年度実績 1地区）

■ 森林ボランティア活動への支援

県民の誰もが森林づくり活動に参加できるよう、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。（「森づくりネット・しが」への登録 80団体）

● 企業の森づくり

＜森林政策課＞

社会貢献活動等に熱心な企業の支援を得て森林整備・保全活動を推進するため、活動フィールドの情報収集などに努めるとともに、企業と森林所有者とのコーディネートを行っています。



認定地での企業の方々と



企業の方々との作業風景

● 次代の森林を支える人づくりの推進

＜森林政策課＞

森林を適切に保管理していく上で、県産木材の有効利用の促進が大変重要となっています。このため、森林施業プランナーや高性能林業機械オペレーターなど、担い手の育成・確保に取り組んでいます。また、身近にみどりや森林に親しめる施設として、県立近江富士花緑公園や、山門水源の森を運営し、森林環境学習などを行っています。

かん 水源涵養対策の推進

● 林地の保全

＜森林保全課＞

琵琶湖を取り巻く本県の森林は、その多様な機能の一つとして水源涵養機能（洪水緩和機能、水資源貯留・水量調節機能、水質浄化機能など）を発揮していますが、局地的豪雨による林地崩壊や間伐などの手入れ不足森林の増加により、機能が低下した森林も存在しています。これらの森林の機能回復・向上について、治山事業では、水源地域の保安林における森林整備および山地保全のための事業を積極的に推進し、森林の持つ水源の涵養機能の充実強化を図っています。

■ 復旧治山事業

山地災害による被害の復旧や保安林の機能を維持強化するために、溪流や山腹斜面を安定させる治山ダム工、土留工等の施設の整備を行っています。



施工前



施工後

（高島市朽木村井）

■水源森林再生対策事業

集落の生活用水などの確保上重要な水源地域などにおいて、国土の保全、良質な生活用水の確保のために、荒廃地、荒廃移行地などの復旧整備および荒廃森林などの整備を実施しています。



米原市樽ヶ畑

●水源森林地域の保全（滋賀県水源森林地域保全条例）

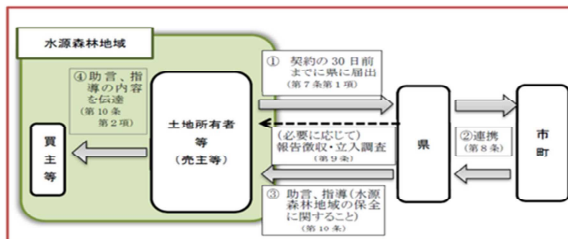
＜森林政策課、森林保全課＞

滋賀の森林は琵琶湖等の重要な水源であることから、「琵琶湖森林づくり条例」第 12 条に森林の水源涵養機能の維持および増進を図るために県が必要措置を講ずることを規定し、その必要措置として、平成 27 年（2015 年）3 月に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定しました。

この条例では、森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために特に必要があると認める区域を「水源森林地域」として指定するとともに、その地域内の適正な土地利用の確保を図るために、土地の売買等の契約（贈与や地上権の設定契約なども含みます。）を締結しようとするときは、30 日前までに土地の所在や利用目的等について、県に届出をいただくことを定めています。

また、平成 27 年度から県内 5 力所の森林整備事務所と支所に「水源林保全巡視員」を配置し、森林の被害状況の調査や林業関連施設の点検などを行い、水源林の巡視を強化しています。

◆滋賀県水源森林地域保全条例に基づく事前届出の流れ



●農地の保全

＜農政課、耕地課、農村振興課＞

農地の水源涵養等の多面的な機能は、農業生産が安定的に営まれることで発揮されるため、農地や施設の適切な保全が必要です。

しかし、農業従事者の減少や高齢化などにより、農地や施設の維持管理が困難となり、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加しています。

このため、農地転用許可制度・農業振興地域制度の適切な運用や、農業委員会における農地利用の最適化活動への支援により、優良農地の確保と効率的な土地利用に向けて調整を図っています。

また、農業用水を安定的に供給するため、アセットマネジメント手法により計画的・効率的に農業水利施設の保全・更新対策を推進しています。

さらに、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」などにより、農地や施設の保全活動に対して支援をしています。

トピックス

『滋賀もりづくりアカデミー』を開講しました

＜森林政策課＞

本県では、森林資源の充実に伴い、木材生産の事業量は増加しています。一方、作業を担う林業従事者は年々減少し、高齢化が進むとともに、機械化の進展や生産性の向上に向け高度な技能が求められ、それに対応できる人材育成が急務になっています。

この課題に対応するため、「既就業者」、「新規就業者」、「市町職員」を対象とした新たな森林・林業人材の育成機関として、『滋賀もりづくりアカデミー』を令和元年6月12日に開設、開講しました。新規就業者の育成では、林業技術に加え、地域の振興など「やまの健康」の実現に寄与できる人材の育成を図りたいと考えています。



●砂防事業の推進

＜砂防課＞

本県を取り巻く山地の稜線は、ほぼ県境と一致し殆どの河川が琵琶湖に流入しています。周囲の山々から平地までの距離は極めて短く、河川勾配は急であるうえに地質は風化花崗岩と古生層地帯で大部分が構成されています。



日野谷川堰堤(甲賀市)

集中豪雨時の土砂の流出に対して、堰堤など逕流の保全を推進することで、保水機能や水質浄化機能を持つ土壌層の安定化が図れます。